

第1回基本方針検討小委員会

- 意見対応 -

資料2

【意見】

○最終的に抽象的な整理とするならば、全県的なデータ整理で良いが、三重県も南部と北部では状況が異なり、人口が少ない地域でも差がある。また、線引き都市計画区域、非線引き都市計画区域でデータが統合されている内容もあるため、データの整理方法を検討する必要がある。

【対応】

○都市計画基本方針P1に示すように「県全体を総合的、一体的な観点から捉え、おおむね共通する都市づくりの方針を示すもの」であるため、全県的なデータで整理しています。

○ただし、ご指摘のとおり、都市計画としては線引き・非線引きのデータは区分すべきであるため、人口及び土地利用について区分して整理しました。

基本方針案 P1

1-1 三重県都市計画基本方針の趣旨

三重県都市計画基本方針（以下「基本方針」という。）は、都市計画法第6条の2に基づき定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、「都市計画区域マスタープラン」という。）の改定に先立ち、県全体を総合的、一体的な観点から捉え、おおむね共通する都市づくりの方針を示すものです。

今回策定する基本方針は、現行の都市計画区域マスタープラン（以下「現行マスタープラン」という。）の策定後の、都市づくりにおける大きな潮流、三重県の都市の現況、現行マスタープランの検証から明らかとなった課題を踏まえて策定するもので、令和12年に改定時期を迎える都市計画区域マスタープランは、この基本方針に基づき改定されることになります。

また、県内各市町が市町マスタープランや立地適正化計画等を策定するにあたり、都市計画区域マスタープランを策定するまでの間、この基本方針が活用されることを期待します。

基本方針案 P28



図 都市計画区域内外の人口・人口割合の推移

※括弧内は総人口に対する割合を示す。



図 線引き・非線引き都市計画区域別の人口・人口割合の推移

※括弧内は総人口に対する割合を示す。

資料：都市計画基礎調査

→線引き都市計画区域・非線引き都市計画区域に分けた推移グラフを追加。

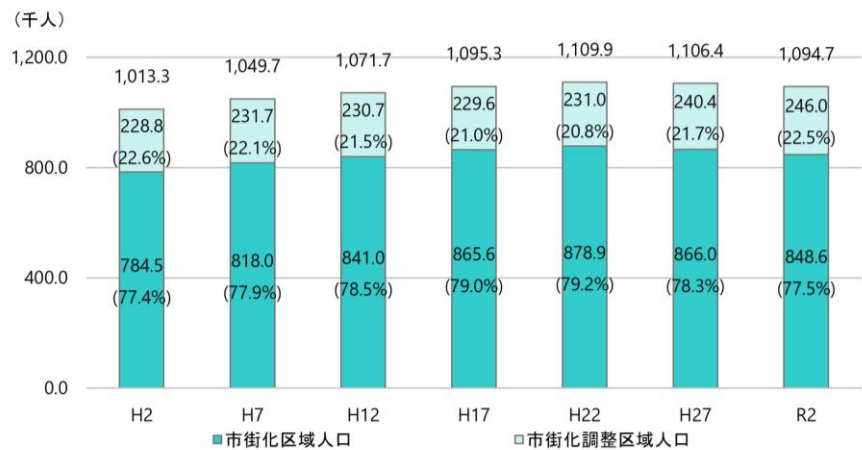


図 市街化区域・市街化調整区域の人口・人口割合の推移

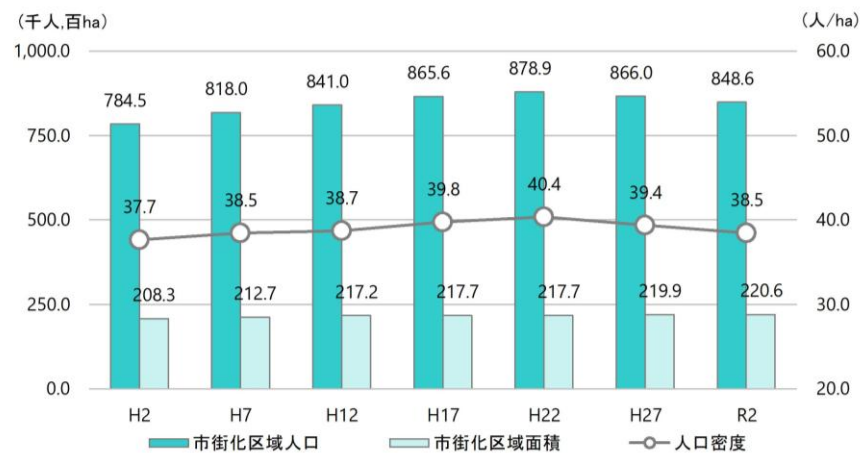


図 市街化区域の人口・面積・人口密度の推移

※面積及び人口密度は工業専用地域を除外している。

資料：都市計画基礎調査

→市街化区域のみを対象とした推移グラフに修正（前回是非線引き都市計画区域の用途地域との合算値となっていた）。



図 用途地域・白地地域の人口・人口割合の推移

※用途地域の指定のある非線引き都市計画区域を対象としている。

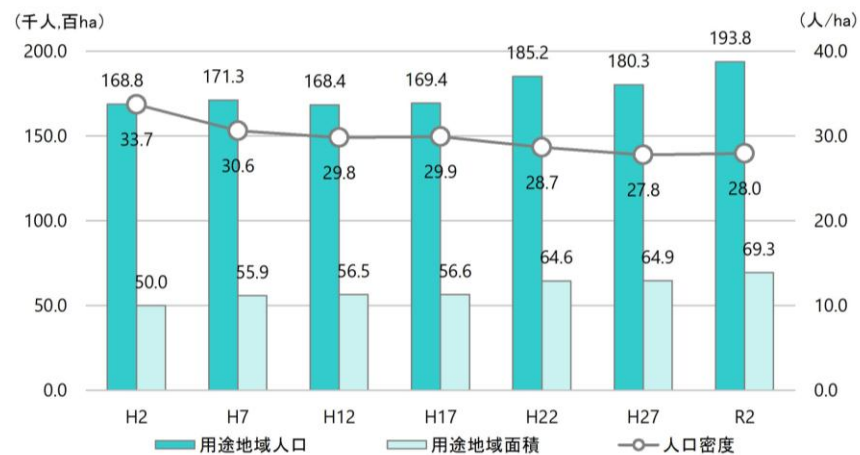


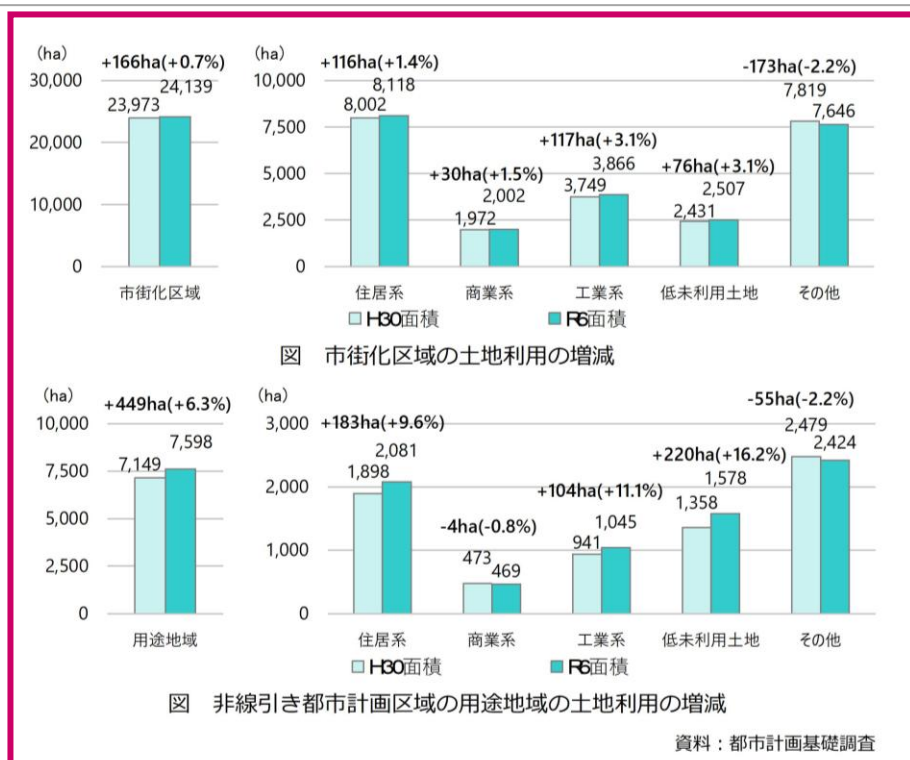
図 用途地域の人口・面積・人口密度の推移

※用途地域の指定のある非線引き都市計画区域を対象としている。

※面積及び人口密度は工業専用地域を除外している。

資料：都市計画基礎調査

→非線引き都市計画区域の用途地域のみを対象とした推移グラフに修正（前回市街化区域との合算値となっていた）。



→市街化区域と非線引き都市計画区域の用途地域に分けたグラフに修正（前回は両者の合算値となっていた）。

【意見】

○現状把握から課題整理への導き方がやや強引であり、わかりづらい。

【対応】

○第2章の中項目は、

「2-1 都市づくりにおける大きな潮流と三重県の状況」を【潮流】

「2-2 三重県の都市の現況」を【現況】

「2-3 現行都市計画区域マスタープランの検証」を【検証】

として、各項目を端的にまとめたうえで、課題抽出までの流れを整理しました。

○また、前回時点の課題タイトルは、「課題」なのか「方針」なのか表現がわかりづらかったため、課題タイトルの表現も修正しました。

基本方針案P7-22

潮流①

人口減少・高齢化が進行するなかで、持続可能な都市づくりに向けたコンパクト・プラス・ネットワークの取組が求められています。

基本方針案P23-49

現況①

今後も少子高齢化が進行し、全国よりも早いスピードで人口減少が進行することが見込まれます。

圏域別には、南部ほど早く、北部ほど緩やかに人口減少が進行すると見込まれます。

基本方針案P50-93

検証①

県内でも景観形成の取組、歴史まちづくりの取組が行われていますが、前回基本方針の策定以降に大きな進展はみられません。

→前は全て「現状」としていた。

→今回は中項目のタイトルにあわせ、それぞれ「潮流」、「現況」、「検証」として整理。

基本方針案P94-95

潮流		現況		検証		課題	
潮流①	人口減少・高齢化が進行するなかで、持続可能な都市づくりに向けた コンパクト・プラス・ネットワークの取組 が求められている	人口	現況① 少子高齢化が進行。全国よりも早いスピードで人口減少見込み 現況② 世帯数は増加したが、令和12年をピークに減少見込み 現況③ DIDの人口密度が低下。令和2年に初めてDID人口が減少 現況④ 市街化区域・用途地域では、人口密度が低下	「地域の個性を生かした魅力の向上」に関する検証	検証① 震源形成、歴史まちづくりは前回基本方針の策定以降に大きな進展なし 検証② 観光レクリエーション入込客数及び観光消費額はコロナ禍の減少後、以前の水準には戻っていない	課題①	都市構造及び都市を支えるインフラ・公共施設 に関する課題
潮流②	地震・津波対策に加え、頻発・激甚化する水害・土砂災害等に対して 安全・安心な都市づくり を進めていくことが求められている	産業	現況⑤ 商業は事業所数、年間商品販売額ともに減少傾向 現況⑥ 工業は事業所数、製造品出荷額等ともに直近は増加、令和4年の製造品出荷額等は直近10年間で最高	「都市機能の効率性と生活利便性の向上」に関する検証	検証③ 商業系土地利用は、広域拠点で減少、地域拠点で増加 検証④ 広域拠点・地域拠点では多様な施設が立地。しかし、一部の拠点では施設の集積が少ない 検証⑤ 拠点の人口・人口密度は、広域拠点でやや減少、地域拠点でやや増加 検証⑥ 鉄道、バスの利用者数は、コロナ禍に減少した後回復	課題②	産業の振興及び産業活動を支える都市基盤 に関する課題
潮流③	リニア中央新幹線を核とした三大都市圏の対流の拡大及び中間駅となる三重県周辺から始まる 新たな地方創生の取組 が求められている	土地利用・建物	現況⑦ 市街化区域・用途地域は拡大。都市的土地利用が進展している一方で低未利用土地も増加 現況⑧ 空き家数は増加傾向で、空き家率は全国平均を上回る水準	「災害に対応した安全性の向上」に関する検証	検証⑦ 災害リスクの高い区域が拡大し、当該区域内の人口・人口割合も増加 検証⑧ 災害リスクの高い区域における避難施設等の人口カバー率に大きな変化はないが、カバー人口自体はやや増加 検証⑨ 住宅の耐震化率は上昇傾向で、全国平均とおおむね同水準	課題③	自然災害及び気候変動 に関する課題
潮流④	将来にわたってインフラの有する機能が発揮されるよう、財政負担の軽減・平準化を図りながら 老朽化対策を推進 していくことが求められている	都市基盤	現況⑨ 都市計画道路は計画を見直しながら整備が進展しているが、幹線道路の整備が遅れている 現況⑩ 都市計画公園は計画を見直しながら整備が進展しているが、大規模な公園及び緑地の整備が遅れている 現況⑪ 公共下水道、流域下水道ともに着実に整備が進展	「産業振興による地域活力の向上」に関する検証	検証⑩ 限内総生産は令和4年度に過去最高を記録。県内総生産の規模（一人当たり）は全国4番目 検証⑪ 工場立地件数は令和4年まで20件/年超だが、近年は20件/年以下。工業系土地利用誘導ゾーンでは工業系土地利用が進展しているが、一部では大きな進展がない 検証⑫ 都市計画道路は、計画を見直しながら整備が進展（現況⑩再掲）	課題④	地域の魅力や暮らしの質 に関する課題
潮流⑤	インフラの維持管理のみならず、その活用によるぎわいの創出に向けた 官民連携の取組 の推進が求められている	その他（圏域・都市計画区域）	現況⑫ 一部の市町で圏域を超えた人の流動や広域連携の取組があるものの、現行の圏域設定を変更する必要性はない 現況⑬ 必要に応じて都市計画区域の指定・再編、準都市計画区域の指定を検討することも考えられる				
潮流⑥	心豊かな暮らしと持続可能な地域社会の実現に向け、都市政策において デジタル技術を活用 することが求められている						
潮流⑦	国際社会の一員として、気候変動問題の解決に向けた カーボンニュートラル・脱炭素の取組 を推進することが求められている						
潮流⑧	SDGsの理念である経済・社会・環境の3側面の統合的向上により、 持続可能な都市経営 をめざすことが求められている						

→「潮流」、「現況」、「検証」としたうえで課題を整理。

→あわせて、課題タイトルについても修正。具体的には下記のとおり。

前回提示

課題①「人口減少時代における持続可能な都市づくりへの対応」

課題②「産業活動、交流・連携を支える都市基盤・交通ネットワーク整備への対応」

課題③「激甚化・頻発化する自然災害及び脱炭素への対応」

課題④「地域の魅力を生かした都市づくり、多様な暮らし方への対応」

修正案

課題①「都市構造及び都市を支えるインフラ・公共施設」に関する課題

課題②「産業の振興及び産業活動を支える都市基盤」に関する課題

課題③「自然災害及び気候変動」に関する課題

課題④「地域の魅力や暮らしの質」に関する課題

【意見】

○デジタル化に関する記載はあるが、AIの活用について触れるべき。

【対応】

○3-1 三重県の都市づくりの方針の都市づくりの方針① 「人口減少時代における持続可能な都市構造への転換」において、デジタル技術・AI等の活用について言及しました。

基本方針案P100

都市づくりの方針①

「人口減少時代における持続可能な都市構造への転換」

■三重県では、これまでコンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づく都市づくりを進めてきました。今後は、さらなる人口減少や世帯数の減少も見込まれ、既存市街地の低密度化・スポンジ化が懸念されることから、日常生活の利便性を確保し、財政的・経済的に持続可能な都市経営の実現のため、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を一層深化・発展させていきます。具体的には、居住や医療、福祉、商業、行政サービス等の都市機能や、地方への新たな人の流れを生み出す事務所や研究所、研修所等の特定業務施設等*をまちなかや公共交通の利便性が高いエリアへ適切に誘導し、拠点の形成と都市機能の充実を図るとともに、それらの拠点をネットワークする公共交通や幹線道路ネットワークの強化を図ります。あわせて、徒歩や自転車による移動、デマンド交通*、IoT*・AI*を活用した自動運転等の多様な移動手段を組み合わせることで、高齢者をはじめとする交通弱者にも配慮した移動環境を構築し、限られた人口規模や財政条件のなかでも効率的に都市機能が維持される都市構造への転換を進めます。

■人口減少に伴う税収の減少が懸念される一方、高度経済成長期に集中的に整備されたインフラや公共施設が一斉に老朽化しており、将来的な更新・改修の費用の増大が避けられない状況にあります。このため、インフラや公共施設はそのまま維持するのではなく、将来の人口規模や利用需要等を見据えた集約・再編を進めることで保有量の適正化を図るとともに、予防保全や長寿命化によるライフサイクルコスト*の縮減を重視したマネジメントを進めます。同時に、施設の複合化や多機能化、PPP/PFI*による維持管理・運営手法の導入等を通じて、サービス水準を維持しながら運営コストの抑制を図るとともに、コンパクトな都市構造と整合した投資配分により、持続可能な公共サービス提供体制の構築をめざします。また、将来的なインフラの更新・改修の費用の増大が見込まれることに加えて、整備や維持管理に関する専門技術者が不足するなかでは、人手不足の解消や生産性の向上に資するよう、デジタル技術・AI*等の導入を進めます。

【意見】

○コンパクト・プラス・ネットワークの表現について、圏域内のものや、より広域的なものなど様々なパターンがあり、考えが統一されていないため、第3章「三重県の都市計画に関する方針」においてわかりやすく表現すべき。

【対応】

○コンパクト・プラス・ネットワークの要となる拠点・連携軸の考え方を整理しました。

基本方針案P109

(2) 拠点

三重県では、人口減少・少子高齢化の進行、既成市街地における低密度化・スポンジ化、インフラ・公共施設の老朽化に伴う更新需要の増大等を背景に、限られた資源のもとで持続可能な都市構造を形成する観点から、圏域ごとにコンパクト化の要となる拠点を位置付けます。

具体的には、都市機能の集積状況や近鉄・JRをはじめとする広域的な交通ネットワークを形成する公共交通等の結節機能等を踏まえ、以下のように拠点の機能分担と相互連携を意識した段階的な拠点を位置付けます。

○第一に、広域拠点を位置付けます。広域拠点は、圏域を単位とした広域的な観点から、多様な高次都市機能*が集積し、公共交通等の結節機能を果たす拠点です。市町を越えた圏域における都市活動のニーズに対応するため、必要なサービス水準を確保しつつ、都市機能の重複や非効率な分散を抑制することで都市経営の効率化を図ります。

○第二に、地域拠点を位置付けます。地域拠点は、徒歩や公共交通等により到達可能な主要駅や役場等を中心に都市活動を支える拠点として、都市内で日常サービスを受けられる都市機能の維持・集約を図ります。

各圏域に位置付ける広域拠点・地域拠点をコンパクト化の要として、それぞれの役割に応じた都市機能の維持・充実を図るとともに、拠点相互を公共交通や道路ネットワークで有機的につなぐことにより、単独の都市に依存しない広域的な都市構造の形成をめざします。

次期都市計画区域マスタープランでは、上記の考え方を基本としつつ、その他の拠点設定等、拠点の位置付けについて整理することとします。また、市町においては、地域の実情を踏まえ、必要に応じて地域拠点を補完する生活拠点や集落拠点を位置付けることも考えられます。

なお、日常生活圏や経済活動圏の変化等を受けて圏域の設定を見直す場合には、拠点の位置付けについても検証し、必要に応じて見直すこととします。

(3) ネットワーク（連携軸）

ネットワーク（連携軸）の形成にあたっては、伊勢湾沿岸部に人口や都市機能が集積する一方、内陸部及び南部に山地や沿岸部を含む広がりのある地理的特性を踏まえ、拠点間及び拠点と居住地との結びつきを段階的に整理することが必要です。

そのため、県全体を俯瞰し、以下のように広域的な視点から三層構造を基本としてネットワークを位置付けます。

- 第一に、県土を縦横断し、広域的な交流や産業活動、物流の円滑化を支える高速道路や鉄道（特急）等を広域的な連携軸と位置付け、三重県が有する地理的な結節性を生かしたネットワークの強化をめざします。
- 第二に、都市拠点を中心とした周辺地域を結ぶ幹線道路や鉄道、主要路線バス等の圏域内の連携軸を形成し、高次都市機能へのアクセス性を確保し、圏域内での役割分担と相互補完の促進を図ります。
- 第三に、拠点内及び拠点と各地域の居住地とのつながりに着目し、路線バスやコミュニティバス、デマンド交通*等による地域内の連携軸を形成し、高齢者や移動に制約のある人を含めたすべての県民が身近な生活拠点を介して必要なサービスにアクセスできる都市構造の実現をめざします。

このような三層構造のネットワークに加えて、リニア中央新幹線の開通も見据え、その効果を最大限に引き出し、三重県全体に波及・発展させるため、リニア三重県駅を中心に各圏域の拠点が効率的に結ばれ、相互に補完し合いながら機能する交通ネットワークの形成をめざします。

※概念図はブラッシュアップ中

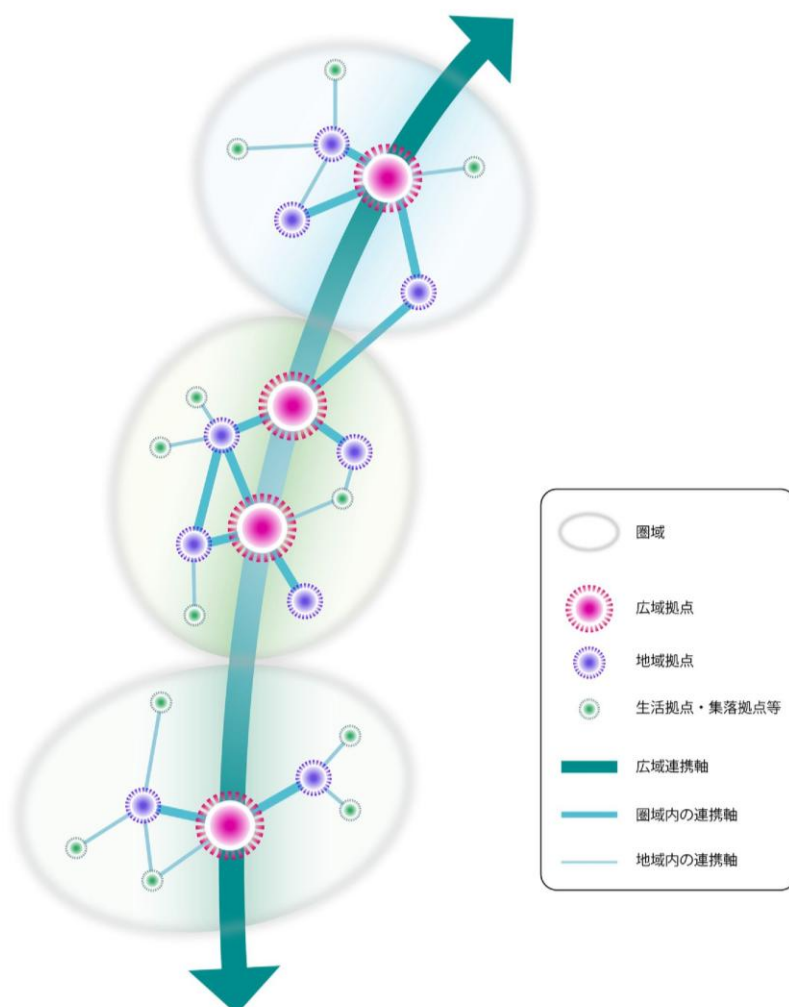


図 めざす都市構造の概念図

【意見】

○工業系土地利用誘導ゾーンと実際の工業用地のニーズにギャップがある。特に北勢圏域では世界的企業の工場が立地しているにも関わらず、その下請け企業の工場立地に必要な用地が慢性的に不足している。

【対応】

○工業系土地利用誘導ゾーン以外での企業立地ニーズへの対応として、市街化調整区域においても地域未来投資促進法等の活用により必要な範囲で一定の開発（工業誘致）を許容することを追加しました。

基本方針案P118

b. 市街化調整区域

市街化調整区域は市街化を抑制する区域であるため、自然環境や農林漁業との調和・共存を基本として、以下のように土地利用を図ります。

○都市計画区域マスタープランで、市街化調整区域全体の保全・整備に関する理念・計画を示します。

○これにしたがい、自然環境や農林漁業と調和・共存を基本に、開発を行わず自然的環境、農地・林地等として保全すべき区域を明示します。

○農林漁業を支え、歴史・文化等の地域の個性や多様性を維持する役割を果たす既存集落等においては、地域の状況に応じて一定の条件を満たす開発行為や建築行為を許容し、地域の活力や生活環境を維持します。

○市街化調整区域の都市基盤が十分に整備されている地域、計画的に整備されることが明らかな地域、個性ある地域として産業振興や地域活力を創出していくために必要な場合には、地区計画や地域未来投資促進法等の活用により、必要な区域と土地利用の方向性を明らかとしたうえで一定の開発を許容し、計画的な都市づくりを促進します。

【意見】

○三重県においては、伊勢湾沿岸部の鉄道沿線に人口誘導していくこととなるが、一方で災害リスクが高い地域となっており矛盾がある。これに対して説明できる計画が必要と考える。

【対応】

○災害を完全に回避することは困難であることから、「土地利用検討区域」に加え、市町の取り組みとして、立地適正化計画の防災指針において災害リスクを考慮した土地利用の方針を定めることも考えられることを追加しました。

○規制的な手法である土地利用検討区域と誘導的な手法である立地適正化計画（防災指針）を組み合わせながら、市街地の安全性を高めていく方針としました。

基本方針案P121

Ⅱ. 大規模自然災害のリスクのある区域の土地利用の考え方

なお、沿岸部に市街地が形成される三重県においては、津波や高潮等の発生による被災の危険性を有しています。また、南北に細長く、山地から海岸までの距離が短いという地形特性上、河川の下流域では洪水氾濫の危険性も高く、災害を完全に回避することは困難といえます。

そのため、市町においては、地震・津波等の被害低減に向けて、立地適正化計画を作成し、防災指針において災害リスクを考慮した土地利用の方針を定めることも考えられます。

また、大規模地震・津波災害等により甚大な被害が発生した場合において、将来の生活再建を円滑にするため、事前復興まちづくり*の観点からも都市計画区域外を含め将来都市構造を踏まえた土地利用の方針等の都市づくりを検討しておくことが望ましいといえます。

【意見】

○都市計画区域外においては、被災した場合に復興対象となる拠点の位置付けがないことがあり、この場合、実際の復興において相当の足かせとなるため、このようなことも踏まえた拠点設定も重要と考える。

【対応】

○事前復興まちづくりの観点から、「都市計画区域外」を含めて土地利用の方針等の都市づくりを検討しておくことが望ましいことを追加しました。

基本方針案P121

Ⅱ. 大規模自然災害のリスクのある区域の土地利用の考え方

なお、沿岸部に市街地が形成される三重県においては、津波や高潮等の発生による被災の危険性を有しています。また、南北に細長く、山地から海岸までの距離が短いという地形特性上、河川の下流域では洪水氾濫の危険性も高く、災害を完全に回避することは困難といえます。

そのため、市町においては、地震・津波等の被害低減に向けて、立地適正化計画を作成し、防災指針において災害リスクを考慮した土地利用の方針を定めることも考えられます。

また、大規模地震・津波災害等により甚大な被害が発生した場合において、将来の生活再建を円滑にするため、事前復興まちづくり*の観点からも都市計画区域外を含め将来都市構造を踏まえた土地利用の方針等の都市づくりを検討しておくことが望ましいといえます。